支担官第234号
令和5年1月31日

公　　示

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　五百蔵　裕昭

下記のとおり公募するので応募されたい。

なお、公募に係る契約締結は、当該業務に係る令和5年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1　公募に付する事項
乗用自動車（タクシー）の借上

2　応募資格
(1) 予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和4年度から6年度全省庁統一資格「役務の提供等」のＤ等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を（該当する省指名停止権者）が認めた場合には、この限りではない。

3　公募条件
以下の参加条件のすべてを満たしている者であること。
(1)　東京都特別区・武三交通圏の認可法人であること。
(2)　甲が契約を締結する複数の法人等において使用可能な共通タクシーチケットを無償で発行・納入できること。また、事務手数料が無料であること。
(3)　運行及び事故対応等について管理体制が確立されていること。
(4)　環境対策に取り組んでいること。（エコドライブ等）
(5)　防衛省近隣の住民等への迷惑行為及び防衛省の各門付近における防衛省職員を乗客の対象とした着け待ちのための駐停車行為をしないことについて誓約できること。また、着け待ちのための駐停車行為が確認された場合は、官側から所轄の警察に通報することについて異存がないことを承諾できること。

4　公募参加申込に関する手続等
(1)　申込先
〒162－8805　東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約係　担当：片野
03－3268－3111（内線30155）
メールアドレス：j1katano@ext.js.mod.go.jp
(2)　申込受付期間
令和5年1月31日（火）～令和5年3月2日（木）

(3)　提出書類
　　適合証明書
　　なお、以下の書類を添付資料に含めること。
　ア　認可書の写し
　イ　運行及び事故対応等について管理体制が確立できるもの（様式適宜）
　ウ　環境対策への取り組みが確認できるもの（様式適宜）
(4)　提出方法
　　上記申込先へＰＤＦファイルを電子メールにて提出する。

5　結果の通知
　申込受付期間終了後、令和5年3月10日（金）を目途に通知する。

6　証明書提出にあたっての留意事項
(1)　第２項「応募資格」のない者が提出した場合、証明書は無効とする。
(2)　提出書類に虚偽記載があった場合は、応募資格を失うものとする。
(3)　応募に要する費用は応募者の負担とし、提出された資料は原則として返却しない。

調達要求番号：２３Ｓ１Ｅ０００１

統　合　幕　僚　監　部　仕　様　書		
品　名　又　は　件　名	仕様書番号	ＪＳＯ―１１―１０１９Ｅ
乗用自動車（タクシー）の借上	作成年月日	平成２３年　２月１５日
	改正年月日	令和　５年　１月１１日
	作成部隊等	統合幕僚監部総務部

1.　総則

この仕様書は，統合幕僚監部（市ヶ谷）及び統合幕僚学校（目黒）における乗用自動車（タクシー）の借上（以下「本借上」という。）について規定する。

2.　条件

上記の被提供者を甲，提供者を乙として，乙は次に定める条件をすべて満たしている者であること。

a)　東京都特別区・武三交通圏の認可法人であること。

b)　甲が契約を締結する全ての契約相手方において使用可能な「共通タクシーチケット」を無償で発行・納入できること。また，事務手数料が無料であること。

c)　運行及び事故対応等について管理体制が確立されていること。

d)　環境対策に取り組んでいること。(エコドライブ等)

e)　防衛省近隣の住民等への迷惑行為及び防衛省の各門付近における防衛省職員を乗客の対象とした付け待ちのための駐停車行為をしないことについて制約できること。また，付け待ちのための駐停車行為が確認された場合は，官側から所轄の警察に通報することについて異存がないことを承諾できること。

3.　要領

本借上の次に定めるところにより実施することとする。

a)　乙の主な営業範囲は，東京都内（島しょ部を除く）及びその近郊とする。

b)　乙は，甲の指示する配車台数，時間及び場所にできるだけ速やかに配車するものとする。ただし，防衛省正門前付近での付け待ち待機は禁止する。(別図参照)

c)　防衛省市ヶ谷駐屯地及び目黒駐屯地の近隣住民に迷惑をかけないよう配慮した運行をすること。

d)　乙は，甲に共通タクシーチケットを作成して提供するものとし，その管理方法等については，乙は甲に一任することとする。

e)　甲は，乙により提供された共通タクシーチケットに，使用年月日等必要事項を記入し，乗車時に使用するものとする。

f)　乙は，迅速かつ正確に共通タクシーチケットの回収，集計及び支払の請求等ができる事務処理能力を有すること。

g)　乙の乗務員の責に帰すべき理由による交通事故等のため，甲又は第三者若しくは物件に損害又は障害を与えた場合の責任は，乙が負担するものとする。

h)　乙は，甲から配車の依頼があった場合は速やかに対応するものとする。

i)　乗車料金は，関東運輸局長の認可した運賃とし，当該運賃に改定があった場合は，甲・乙協議の上，契約単価等の変更を行うことができる。

j)　有料道路料金は甲の負担とし，乗車料金とともに甲に請求するものとする。

4.　借上期間

借上期間は調達要領指定書による。

5.　その他の指示

a)　施設への立入については，官側の指定する手続きを実施し，立入るものとする。

b)　支払は１ヶ月単位とし，本役務の完了等の確認は，乙の提出する利用明細をもって甲の指定する者が行うものとする。

c)　この仕様書の内容について疑義を生じた場合は，契約担当官等と協議するものとする。

別図－付け待ち待機禁止区域

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	２３Ｓ１Ｅ０００１
	調達要求年月日	令和５年　１月１１日
	作成部課	統合幕僚監部総務部総務課
	作成年月日	令和５年　１月　５日
品　　名	乗用自動車（タクシー）の借上	
仕様書番号	ＪＳＯ－１１－１０１９Ｅ	

指定事項：

仕様書**4項**に係る事項は以下のとおりとする。

4　借上期間

令和５年４月１日から令和６年３月３１日までとする。